

社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会 エネルギー・経済安全保障小委員会の合同開催について（案）

○趣旨

国際情勢が大きく変動する中、我が国の脱炭素化や非化石転換を推進しつつ、エネルギーの自給率向上・調達の多角化を同時に実現していくにあたり、必要な施策の検討を行うため、社会資本整備審議会環境部会運営規則（平成 18 年 12 月 20 日）第 1 条及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則（平成 18 年 12 月 21 日）第 1 条の規定により、それぞれエネルギー・経済安全保障小委員会（以下「両委員会」という。）を新設し、国土交通省のエネルギー・経済安全保障分野の施策のとりまとめに向けた調査審議を行う。

○両委員会の合同開催

両委員会は、合同会議として開催する。

○検討スケジュール

モビリティ・エネリンク構想について、令和 8 年 7 月以降、月 1 回程度開催し、令和 8 年 11 月末を目処に中間報告をとりまとめる。具体的には、構想の基本方針、施策のロードマップをとりまとめることとする。

○調査審議の成果

調査審議の成果については、国土交通分野におけるエネルギー・経済安全保障政策の企画立案に活かす。